

# 吉岡町POSシステムセミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末 導入業務仕様書

## 1 業務名

吉岡町POSシステムセミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末導入業務

## 2 目的

本業務は、吉岡町（以下「委託者」という。）の役場窓口等においてPOSシステムセミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末（以下「セミセルフレジ等」という。）を導入することにより、町民の利便性向上、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るとともに、現金の取扱いを減らすことで釣り銭等の誤り防止や集計などの業務の効率化を合わせて図ることを目的とする。

## 3 業務の内容

(1) 履行期間 契約締結の翌日から令和5年12月28日まで

(2) 実施場所 群馬県北群馬郡吉岡町企画財政課等

(3) 業務詳細 以下で掲げる仕様を満たす内容とする。

ア POSシステムセミセルフレジ及びキャッシュレス決済端末（以下「セミセルフレジ等」という。）の調達、設置及び設定

イ キャッシュレス決済端末により決済された、証明書等交付手数料等（以下「手数料等」という。）の指定納付受託業務

ウ セミセルフレジ等の導入に伴う研修及び保守サポート

※POSシステムセミセルフレジの調達事業者とキャッシュレス決済事業者が異なる場合は、共同で企画提案すること。なお、共同提案の場合は原則として、対応窓口を1か所に統一すること。

## 4 セミセルフレジ等の設置場所及び台数

(1) 吉岡町住民課窓口 1台

(2) 吉岡町税務会計課窓口 1台

(3) 吉岡町上下水道課窓口 1台

(4) 吉岡町教育委員会事務局生涯学習室窓口 1台

※セミセルフレジ等の設置場所の提案は、添付した写真を参考にしてください。

## 5 調達機器

(1) POSシステムセミセルフレジ

ア POSシステムを有し、各種集計（月別・日別、証明種類、決済種類、金額集計を想定）、データの蓄積機能を備えていること。

イ 各種集計データのバックアップ対応が可能なこと。また、バックアップされたデータはMicrosoft Excel へのインポート可能なCSV形式等のデータとして利用することが可能であること。

ウ 上記記載の各種集計データは、業務中又は業務終了後に簡単な操作で、いつでも確認が

できる仕組みであること。なお、集計項目は、設置場所ごとの収納年月日、証明書種別、決済種別ごとの金額及び件数を想定している。決済種別については決済ブランドごとに集計できることが望ましい。また、当該機能のために集計システム等の構築が必要な場合は、その仕様を提示し、本提案の見積金提案の額に含めること。

エ キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。

オ 自動釣銭機と連動し、金銭授受の自動化が可能であること。

カ スリッププリンターと連動が可能であること。

キ POSシステムセミセルフレジとキャッシュレス決済端末が連動可能又は一体化しており、POSシステムセミセルフレジとキャッシュレス決済端末とで金額の2度打ちが発生しないこと。

ク 定額小為替など、現金以外での取引（手入力）が可能なこと。また、集計において、現金取引額と現金外取引額（手入力分）が明確にわかること。

ケ 利用者側のディスプレイに支払額、預かり金額、釣銭が表示されること。

コ 利用者による取引の承認操作が可能であること。

ケ 職員側の操作画面等は設置場所ごとにカスタマイズ可能であり、会計時の操作を効率よく行うことができる機能を有すること。また、取扱品目等の追加設定が容易にできること。

コ レジマイナス機能を有しており、その内容が集計等に反映されること。

サ レシートが町用と利用者用の2枚発行可能であること。又は、代替機能を備えていること。納付方法により「領収書」と「利用明細」の変更、担当者変更による収納者名変更が可能などの機能があることが望ましい。また、レシートに発注者が定めるデザイン及び文字が印字可能であること。

シ 通信障害等のオフライン時であっても、レジ機能が使え、現金等での取引が継続できること。この場合の会計データについては、障害発生前の会計データと同期がとれるような仕組みとすること。

ス キャッシュレス決済不可の手数料等については、キャッシュレス決済を受け付けないためのシステム上の機能を要することが望ましい。ただし、その機能を有しない場合は、運用上の工夫により、現金のみでの収納となるような提案を行うこと。

セ コンビニエンスストア収納用のバーコード読取り機能を有すること。また、その情報を判別できる機能を有すること。

ソ 1営業日内において、レジ締め回数に制限がないこと。

## (2) 自動釣銭機

ア 現在発行されている日本円の紙幣及び貨幣の取り扱いができること。また、今後の紙幣及び貨幣の改廃に対応できるものであること。

イ 入出金情報についてPOSレジと連動し、利用者側のディスプレイに支払額、投入金額、釣銭が表示されること。

ウ 機内の現金残高を自動集計できる機能を有し、POSレジと現金残高情報を共有できること。

エ 紙幣や貨幣の補充が容易に行えること。

## (3) キャッシュレス決済端末

- ア クレジットカード決済、電子マネー決済及びQRコード決済が可能であること。
- イ 認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は暗号化される仕組みとすること。
- ウ クレジットカード情報及び取引情報を保護するために、国際ペイメントブランド5社が共同で策定したクレジット業界におけるグローバルセキュリティ基準（PCI DSSの現行基準）に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。
- エ キャッシュレスにより決済した旨が記載されているレシートが発行可能であること。また、レシートの印字部の編集が可能であること。
- オ 提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
- カ カード決済承認番号が即時取得可能であること。
- キ 決済誤り等発生時に返金に係る取消処理等が容易に行えること。
- ク クレジットカード等の支払い方法については、一括払いのみ可能とすること。
- ケ キャッシュレス決済端末はすべて同一機種とすること。

(4) 共通事項（導入支援、保守及び保証）

- ア 機器の設置前に、発注者が指定する場所で実際に使用する機器で、職員等へ操作説明及び操作研修期間を設けること。
- イ 操作研修で用いる資料は、操作マニュアルを作成のうえ、紙媒体と電子媒体で発注者に提供すること。
- ウ 本稼働開始時は1名以上の立会を行うこと。
- エ 職員による本システムの構築、運用にあたり、必要な知識や経験を有する者によるアドバイス等の支援を行う体制を構築すること。
- オ 職員による本システムの構築・運用技術向上にあたっての考え方や手法、プロセスを明示できること。
- カ ソフトウェアのバージョンアップは保守の範疇とし、無償対応できること。（法改正を除く。）
- キ マニュアルやバックアップ方法等の取扱い説明書を納品すること。
- ク その他サポート体制については、企画提案書にて提案を行うこと。
- ケ 窓口の運用時間内において故障・不具合があった場合は技術者の派遣等により対応すること。
- コ 機器の修理等に時間を要する場合は代替機を用意すること。

(5) その他

- ア 調達物品は全て新品とすること。
- イ 調達する機器及び機器の構成は、利用者の使いやすさと窓口の効率的な運営及び職員の事務負担軽減を重視したものであること。
- ウ 構築に当たり必要となる機器やOS、ソフトウェア及び付属品を用意し、本提案の見積金額に含めること。
- エ 設置機器の転倒・転落防止措置、盗難防止措置が十分に図られること。

6 指定納付受託業務で取り扱うキャッシュレス決済

指定納付受託業務で取り扱うキャッシュレス決済は、クレジットカードや電子マネー及びコード決済等幅広く対応できるものとし、具体の種類は吉岡町の実情に応じた提案によるものとする。

なお、各決済ブランドの利用について、必要な手続きを代行すること。

※各決済の種類について将来的に利用可能な種別のものであれば、下記とは別に、参考として記載すること。その場合は、利用可能となる時期等についても記載すること。

(1) クレジットカード決済

国際ブランド3種類以上であること。

(2) 電子マネー決済

4種類以上であること。

(3) コード決済

5種類以上であること。

## 7 指定納付受託業務について

(1) 指定納付受託者として指定納付受託業務を適切かつ確実に遂行することができる財政基盤が十分に整っており、経営状況が良好であること。

(2) 受託者は地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）による改正後の地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託者として、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者等に代わって当該歳入を納付する指定納付受託業務を行うこと。納付方法は、納入義務者等に代わり立替払いをする「立替払い方式」とする。

(3) 納付事務に係る決済手数料（以下「決済手数料」という。）は、料率のほか、すべての経費を含むものとし、提案によるものとする。また、消費税の課税・非課税についても記載すること。

(4) 決済手数料の額は、キャッシュレス決済した手数料等の額に契約で定める手数料率を乗じた金額に、その他の経費を加算した額とする。また、1円未満の端数が出た時はこれを切り捨てるものとする。

(5) キャッシュレス決済した収納金について、本町への納付方法等（集計のタイミングや回数、町への納付時期等）を提案すること。

(6) 収納金は、納入義務者が選択するキャッシュレス決済手段及び決済ブランドの種類を問わず、一括して納付すること。なお、本町が支払う指定納付受託業務に係る決済手数料を収納金から控除して納付する方式は認めないこととする。

(7) 紛失・盗難カードの不正使用に対し、防止対策及び保障制度を有する場合は提案すること。

(8) キャッシュレス決済が可能であることの掲出物等（ロゴマーク等）について、必要に応じて無償で提供すること。

(9) 指定納付受託業務に必要な経費は、決済手数料の料率（税込）のほか、その他の経費についてもすべて含むこと。

(10) 利用件数及び利用金額等の入金明細について、月まとめだけでなく決済1件ごとの詳細も明記されていること。

(11) 取扱実績データや入金明細はCSVデータ等でダウンロードが可能なこと。なお、ダウンロード可能な取扱実績や入金明細のデータ更新頻度や内容等についても提案すること。

## 8 サポート等

(1) 導入後のPOSレジ端末等の保守管理を行うこと。保守管理内容や報告方法について提案

すること。

- (2) POSレジ端末の導入設置場所に決済端末の基本操作、設定変更方法の操作手順を記載したマニュアルを提供すること。
- (3) POSレジ端末の導入時において、端末操作研修を必要に応じて実施すること。
- (4) 窓口開設時間中の障害発生時対応サポート体制を整備すること。特に端末機の障害については、直ちに対応できるサポート体制を整備すること。
- (5) 詳細なサポート体制や障害対応等保守内容については提案すること。なお、窓口開設時間は土日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする。

## 9 その他の事項

本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本町と本業務の受託者で協議のうえ決定する。

(1) 住民課窓口





(2) 税務会計課窓口





(3) 上下水道課窓口



(4) 生涯学習室窓口

